

平成15年度「包括外部監査の結果報告書」による指摘事項等一覧

倉敷市立児島市民病院の財務事務及び経営管理について

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P18, P24, P100 B. 収入請求漏れ (第3. II. 医業収入について参照)	平成14年度の放射線科の診療報酬請求内容を再点検したところ、アウトソーシング会社の担当者の入力ミス・検証ミスに加え、医師による内容検証が実施されていなかったこと等も重なり、平成14年度の請求漏れが972千円検出され、さらに同年度末までの累計請求漏れは4,644千円程度と推定された。	この件につきましては、入力ミスのあった請求済レセプトを一旦返戻してもらい(平成14年度分74件及び15年度分67件につき「取下げ依頼書」を提出。)、正しい請求内容に訂正し、再請求することとしました。 レセプトの「取下げ依頼書」を次のとおり提出しています。 平成14年度分……平成16年1月10日 平成15年度4～6月分……平成16年2月10日 平成15年度7～9月分……平成16年3月10日 取下げ依頼したレセプトは、各保険者から順次返戻されています。返戻された順に正しい内容に訂正し、再請求しています。 また、医師によるレセプト点検につきましては、放射線科医師が点検を行うように改めるとともに、また会計入力伝票の伝票チェックも併せて行い、入力時点の請求漏れ・入力誤りを生じないように改善しました。 (平成16年6月)	市民病院事務局
P28 D レセプト点検の改善策	カルテとレセプトの照合は、事務係が可能な限り実施すべきである。また、放射線科レセプトにおいて省略されていた医師による点検制度は、すべての診療科において完全に採用すべきである。	カルテとレセプトの照合について、疑義が認められたものについては医事業務を受託しているニチイ学館職員を中心に医事係として実施しています。また、医師によるレセプト点検につきましては、他の診療科では従来から実施していましたが、放射線科につきましても、外部監査の指摘後直ちに放射線科医師が点検を行うように改めています。 (平成16年6月)	市民病院事務局
P28 E 各種伝票類の改善	伝票は、入力が容易なものであることが望ましい。病院機能評価では、伝票の種類が多いことは問題点として指摘されていないが、ニチイ学館からは、入力ミスの防止のため各種伝票類の見直しを要望されている。当病院に設置されている「診療録管理委員会(新しい伝票導入を審議している)」で改善を検討すべきである。	毎月1回継続開催している「診療録管理委員会」(委員長:診療部長)で伝票類の改善について検討していますが、現在までの検討結果としては直ちに改正の必要は認められませんでした。今後とも当委員会で伝票・帳票の見直しを続けていきます。 (平成16年6月)	市民病院事務局
P32 返戻、査定レセプトの管理	平成15年度の当病院の査定率は、社会保険で0.34%、国民健康保険0.23%、平均0.28%である。国民健康保険について資料はないが、社会保険支払基金「平成13年度審査状況の概況」によれば、医科歯科全請求者分の平均は、0.24%である。時点が異なるので断定はできないが、当病院の査定率は0.1ポイント平均を上回っている。今後査定減点は年々強化されることが予想されているため、より一層改善する必要がある。	指摘を受けた後、平成16年4月に副院長を委員長とし各診療科の医長、看護部門他各科主任クラス及び直接医事業務を担当するニチイ学館社員等で構成された「医事業務改善委員会」を設置しました。毎月1回定期的に開催し、ニチイ学館の指導員による実務指導等を行い職員の医事業務に関する知識研鑽を継続し、診療報酬の適正請求など、よりの確な医事業務の遂行に取り組んでいます。 (平成16年6月)	市民病院事務局

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P36, P106 D. 医業未収金の管理（第3. II. 医業収入について参照） イ. 補助簿と総勘定元帳の不一致差額	医業未収金の相手先別補助簿の総合計金額が、決算書の基礎となる総勘定元帳残高と不一致（補助簿が2,793千円過大）のまま放置されている。医事会計システムとの連携ができなかった平成13年以前の補助簿が不備と説明を受けたが、だからと言って差異を放置してよいものではない。早急な調査と整理が必要である。	ここで「補助簿」と言われている未収金管理・回収のために作成した手持ち資料に未整理の部分がありましたが、再調査・整理し、現在は総勘定元帳と整合しています。 (平成16年6月)	市民病院事務局
P37 医業未収金の計上の仕方	本来、請求額及び売上戻り額はそれぞれ総額で計上すべきであり、純額で計上すべきでない。また、返戻及び査定額を機械的に未収金から減額すべきではない。	この件につきましては民間病院の経理方法などを参考にして、平成18年2月調定分よりは正しております。 具体的には毎月の調定額は純然たる当月分のみを計上し、返戻及び査定減の金額を差し引かないこととしました。そのかわり再請求できない査定減額につきましては、特別損失とし毎月費用計上することとしました。なお再請求できる返戻分につきましては後日入金があるまで未収金としております。 (平成18年8月)	市民病院事務局
P38, P102 C. 診療報酬査定返戻損失引当金（第3. II. 医業収入について参照）	診療報酬の査定入金は、請求から2ヶ月遅れであり、その際査定・返戻・過誤による減額があるのが通例である。当病院ではこの減額を診療報酬入金月で診療収入のマイナス計上することとしており、この結果収入の減額処理が2ヶ月遅れとなっており、年度決算で見ると最終2ヶ月分の収入減額が翌期にずれ込んでいる。会計理論的には、請求収入と対応する減額または減額見込額を同一会計年度で会計処理すべきであって、平成13年度末に10,683千円・平成14年度末に16,120千円の診療報酬査定返戻損失引当金を計上すべきであった。	この件につきましては民間病院の経理方法などを参考にして、平成18年2月調定分よりは正しております。 具体的には毎月の調定額は純然たる当月分のみを計上し、返戻及び査定減の金額を差し引かないこととしました。そのかわり再請求できない査定減額につきましては、特別損失とし毎月費用計上することとしました。なお再請求できる返戻分につきましては後日入金があるまで未収金としております。 (平成19年6月現在)	市民病院事務局
P57 遊休不動産	当病院の毎年度の収支は一般会計からの繰入金によって赤字を補填している状況であること、また地価の上昇には長期間を要すると思われることから、少額ではあっても収支を改善できるよう早期の売却を図る必要があると考える。処分計画保留中の土地についても将来の有効利用の予定がない以上、同様に早期の売却を検討する必要がある。	(措置済) 「倉敷市新行政改革」の取組み事項として4箇所の遊休土地売却が上げられていましたが、内2箇所(官舎)については使用可能性があることから平成13年に市長決済により処分保留とし、他の2箇所について処分にむけ取り組みました。 その結果、平成15年11月21日に1箇所の遊休土地(児島味野地内・建物付)の売却に至り、固定資産売却益12,507,600円を計上することができました。他の1箇所については現在公募中です。 なお、処分保留した2箇所の官舎は、医師及び研修医官舎等として利用しています。 (平成16年6月)	市民病院事務局

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P60, P107 H. 資材など購入単価・購入先等の決定方法（第3. IV支出について参照）	薬品の購入や業務委託先の決定などについて、必要とされる書類は完全に入手・保管されていて、手続き的には問題はないのだが、薬品の購入単価について監査人が独自に入手した他の医療機関（個人開業医）の購入単価より品名の一致した9件全件について当病院の購入単価が高い結果が出たり、その他の購入先について事前見積もりを入手した業者がすべて入札を落札していたり、検討余地があると考えられる事項があった。	薬品については卸し業者の談合により民間病院よりかなり高い単価で購入させられていましたが、現在は民間的な交渉術を取り入れて改善しております。診療材料につきましてはSPD（診療材料管理システム）を導入して同等品の集約を行うなど大幅な単価引き下げに成功しました。（平成19年6月現在）	市民病院薬局
P62 現物管理の運用状況	薬品の場合は単なる商品とは異なる次元での厳重な在庫管理が要求されるため、病棟および調剤室の在庫は少なくとも年一度（決算書が作成される3月末が望ましい）の实地棚卸を行う必要があると考える。	毎月、月末に薬局担当者によりたな卸しを実施しております。（平成19年6月現在）	市民病院事務局
P74 職員平均給与	従来以上に勇退を促進するか、勤務時間等の勤務条件を見直した上、諸手当を減額する方向で検討すべきである。	職員平均給与についてであります、「倉敷市職員」についても「くらしき行革21」で退職手当減額等を含めた給与の適正化や時間外縮減を図っているところであります。また、病院独自の手当（特殊勤務手当等）につきましても、早急に見直しを図り、病院経営健全化に向けて努力したいと考えております。（平成16年6月）	人事課
P75 職員平均給与	（1）①で指摘したとおり「健全化答申」で指摘された特殊勤務手当の見直しができている。もし、基本給の見直しができないとすれば、黒字化のためには特殊勤務手当の見直しは避けて通れない問題であり、答申どおり今後の見直し対象とすべきである。	特殊勤務手当の見直しについて、平成16年度中に具体案を作成し、早急に見直しをしたいと考えております。（平成16年6月）	人事課
P75, 変動給	能力給の導入については、組合との交渉の必要等、難しい問題はあるが、非常勤看護師の戦力アップのためにはモチベーションを向上させることが必要不可欠であり、積極的に検討すべきである。	能力給の導入についてであります、今後、正規職員の給与制度において能力給の導入を含めて見直しが検討されており、それをもってご意見の囑託職員についても対応していきたいと考えております。（平成16年6月）	人事課
P78 会計伝票及び帳簿組織	当然必要なもののうち現金出納簿、預金口座出納簿、支払小切手整理簿、預り金整理簿等の補助簿が全く作成されていない状態である。	ご指摘により現在は作成しております。（平成19年6月現在）	市民病院事務局
P79, P101 F. 調査不能の現金不足（第3. VI. 会計処理・表示・・・参照）	監査手続の一環として、事務管理部門の管理する両替金や小口現金など（診療報酬窓口入金以外）を実査したところ、日頃の管理不在から帳簿に記載のある現金の所在場所が、直ちには判明せず、最終的に原因不明の不足金が5千円検出された。	実査後直ちに調査した結果、公衆電話使用料金に5千円誤入していたことが判明したため、両替機に戻しました。（平成16年6月）	市民病院事務局

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P79, P105 A. 現金管理 (第3. IV. 会計処理・表示・・・参照)	現金実査の監査結果で述べたとおり、貸借対照表に計上されている現金について、現物実査を実施したところ一部の現金について在り場所が把握されておらず、即座に十分な回答が得られなかった。後日、調査結果として事務所金庫・会計窓口・救急窓口・両替機の合計であり、両替機について発生時期と原因不明の現金不足5千円があったと報告を受けた。この事態から、監査人が推測するに、日頃現金について担当者が総勘定元帳と定期的に実査照合する慣習がなく、また、管理者が実査結果を定期的・臨時的に確認して承認する制度もないことが窺える。管理強化策の制度化と確実な実施が急務であると思料する。	両替機の中の現金の扱いについては必ず複数が立ち会うとともに、両替は全て銀行窓口で行うこととしました。なお、毎月の例月出納検査時に事務局長により現金の確認を行っています。 (平成16年6月)	市民病院事務局
P81, P106 E. 公営企業法に認められない短期借入金 (第3. VI. 会計処理・表示・・・参照)	当病院の貸借対照表には、平成11年度末から流動負債に一時借入金計上されており、平成14年度末残高は189百万円である。地方公営企業法では短期借入金は当該年度内に返済完了するか、借り換えしても借り換え後1年以内に自己資金で(借入金資金でなく)償還しなくてはならないとしており、2年以上続けて同一借入金が貸借対照表に計上される事態を許していない。早急に自己資金で返済することが求められる。	倉敷市監査委員からも指摘されていたことであり、「倉敷市立児島市民病院経営健全化計画」に基づき返済中です。 (平成16年6月)	市民病院事務局
P113, P114 管理部門の短期的な人事政策に対する対応	管理部門には、通常倉敷市の一般行政職員が3年から5年程度の短期間の交代で赴任することになっているようである。そのため、特殊で専門的な内容の多い病院の管理に習熟する頃には転勤してしまうことが多いように見える。昨今のように健康保険財政に大きな赤字を抱え、診療報酬の引き下げが厳しく実施されて放っておけば減収になってしまうという、医療機関の舵取りに困難な事態が山積している時期に、専属の管理者が継続して管理にあたれないことは当病院の弱点となりかねない。できるならば専属の管理者を選任して、一貫した基本方針で改革を実施することが望ましい。それが困難としても中長期経営の基本方針を設定し、それを実行する具体的な施策を決めて、今以上に効果を測定しながら引き継げるような仕組みを構築することが必要である。	地方公営企業法の「管理者設置」については、ご提言のようなメリットがあり、県内でも2、3の公立病院が実施しております。当院としましても、管理者の人选等の問題はありますが、経営健全化へ向けて導入を研究しているところであります。 また、中長期経営の基本方針の策定についても、経営健全化のためには不可欠なものであると考えており、早急に対応したいと考えております。 (平成16年6月)	人事課